

大口町中小企業支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大口町で事業を営む中小企業者の経営基盤の強化を図るため、中小企業者が行う経営改善に資する事業に対して、経費の一部を補助することにより、商工業の振興と安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 事業者 営利を目的として継続的に事業を営む法人又は個人をいう。
- (3) 特許等 日本国特許庁へ出願する特許、実用新案及び意匠をいう。
- (4) 町税 大口町税条例第3条各号に規定する税目をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 人材育成支援事業
- (2) 特許等出願支援事業
- (3) 販路拡大支援事業
- (4) 経営等相談支援事業

(交付対象者)

第4条 前条各号に定める補助事業の交付対象となる事業者（以下「交付対象者」という。）は、大口町内で継続して事業を営む中小企業者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象者としない。

- (1) 大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有している者であるとき。
- (2) 町税に滞納があるとき。

(補助対象経費及び補助額等)

第5条 第3条各号に定める補助事業の補助対象経費、補助率及び補助限度額は別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、国、県又はその他団体等から当該補助事業の実施に関して交付を受ける補助金等がある場合は、補助対象経費からその補助金等の額を控除するものとする。

3 補助金の額は、前項で定める補助対象経費に補助率を乗じて算出した額と補助限度額のいずれか低い額以内とする。この場合において、その算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 補助金は、予算の範囲内において交付するものとする。

(交付申請)

第6条 補助事業に係る補助金の交付を受けようとする事業者（以下「交付申請者」という。）は、大口町中小企業支援事業補助金交付申請書（様式第1）に必要な書類を添えて、補助事業を実施する前までに町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは大口町中小企業支援事業補助金交付決定通知書（様式第2）により、不交付の決定をしたときは大口町中小企業支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3）により、交付申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 前条の規定による交付の通知を受けた事業者（以下「補助対象者」という。）は、事業を中止したときは、大口町中小企業支援事業補助金交付決定取下申請書（様式第4）を町長に提出し、申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、補助対象者が次のいずれかに該当すると認めるときは、大口町中小企業支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第5）により、補助金の交付を取り消すことができる。

- (1) 第4条各号の規定に該当するとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の通知において付された条件に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金を交付することが不適切であると認めるとき。

（実績報告）

第10条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日までに大口町中小企業支援事業実績報告書（様式第6。以下「実績報告書」という。）に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合にあっては、町長が認める日までとする。

（確定通知）

第11条 町長は、前条に定める実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大口町中小企業支援事業補助金確定通知書（様式第7。以下「確定通知書」という。）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 前条の補助金の確定通知を受けた補助対象者は、確定通知書を受けた日以後、速やかに請求書（様式第8）を提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書を受け取った日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

（報告）

第13条 町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助対象者に必要な報告を求めることができる。

（その他必要事項）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町

長が定める。

附 則（平成25年8月29日 大口町告示第100号）

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日 大口町告示第14号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日 大口町告示第8号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成29年3月29日 大口町告示第47号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月21日 大口町告示第101号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成30年3月26日 大口町告示第26号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

事業の種類	補助対象経費	補助率	限度額
人材育成支援事業	<p>社内研修又は外部団体が開催する講習会等（以下「講習会等」という。）に要する費用のうち、中小企業者が負担した次の経費。ただし、取引先との講習会等（当該講習会等を開催する事業所等が広く参加者を公募しているものを除く。）を除く。</p> <p>(1) 講師を招聘した場合における講師への謝礼、交通費及び研修の用に供した会場の使用料</p> <p>(2) 講習会等への参加費用（受講料、受講に教材費が含まれる場合は教材費も含む。）。ただし、車両、フォークリフト及びクレーン等特殊車両に関する講習会等は除く。</p>	2分の1	同一年度内における1事業者の申請は20万円を上限とする。
特許等出願支援事業	<p>産業財産権取得のために日本国特許庁に支払う費用及び手続きを弁理士に依頼した場合の弁理士手数料</p> <p>特許庁に支払う費用のうち、対象となる経費は次のとおりとする。</p> <p>(1) 特許出願</p>	2分の1	同一年度内における1事業者の申請は30万円を上限とする。

	<p>出願手数料、電子化手数料、 出願審査請求手数料</p> <p>(2) 実用新案出願 出願手数料、電子化手数料、 技術評価請求手数料</p> <p>(3) 意匠出願 出願手数料、電子化手数料</p>		
販路拡大支援事業	<p>商品見本市、展示会等への出展に 要する経費（小間料、小間装飾料 及び電源設備等の工事費用） ただし、出展場所において商品の 販売を伴う商品見本市、展示会等 は補助対象事業から除外する。</p>	2 分 の 1	同一年度内における 1 事業者の申請 は 30 万円を上限 とする。
経営等相談支援事業	<p>経営、技術等における課題解決の ため、独立行政法人中小企業基盤 整備機構、公益財団法人あいち産 業振興機構又は大口町商工会を通 じて愛知県商工会連合会に専門家 派遣事業を活用し、専門家等に依 頼した経営診断及び指導料 専門家等…中小企業診断士、社会 保険労務士、公認会計士、税理 士、弁護士等の経営コンサルティング業務を行う者をいう。 職場のメンタルヘルス対策に係る 臨床心理士等に依頼した指導料 臨床心理士等…臨床心理士、メン</p>	2 分 の 1	同一年度内における 1 事業者の申請 は 20 万円を上限 とする。

	<p>タルケアカウンセラー、メンタル心理士、メンタル心理カウンセラー、産業カウンセラー等心理カウンセリングを行う者をいう。</p>		
--	---	--	--

※補助対象経費には、消費税及び地方消費税を含めないものとする。

様式第1 (第6条関係)

大口町中小企業支援事業補助金交付申請書

年 月 日

大口町長 様

申請者 所在地
名 称
代表者氏名 ⑩
担当者 (職・氏名)
連絡先

大口町中小企業支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 事業概要

事業の名称	<input type="checkbox"/> 人材育成支援事業 <input type="checkbox"/> 特許等出願支援事業 <input type="checkbox"/> 販路拡大支援事業 <input type="checkbox"/> 経営等相談支援事業
事業の内容	
事業開始予定日	年 月 日
事業完了予定日	年 月 日
交付申請額	円

※交付申請額の算定は、別表を参照のこと。

2 対象経費の内訳

経費区分	補助対象経費	経費内訳
合 計		

(注1)「補助対象経費」は、消費税及び地方消費税を含まない金額をいう。

(注2) 必要に応じて、別紙で作成すること。

(添付書類)

- ①個人の場合は、事業活動を証する書類及び直近の確定申告書の写し
- ②法人の場合は、登記事項証明書、定款及び直近の決算書の写し
- ③補助対象経費の見積額が分かるもの（国、県又はその他団体等から当該補助事業の実施に関して交付を受ける補助金等がある場合は、その内容・金額等を示すものを含む。）
- ④事業計画が分かるもの
- ⑤暴力団排除に関する誓約書
- ⑥その他町長が必要と認める書類

同 意 書

私は、大口町長に対し、大口町中小企業支援事業補助金の交付に必要な町税等の公簿の閲覧に同意します。

年 月 日

所在地

名 称

代表者氏名

⑩

様式第 2 (第 7 条関係)

大口町中小企業支援事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長

印

年 月 日付けで申請のありました大口町中小企業支援事業補助金の交付申請については、下記のとおり交付を決定しましたので、大口町中小企業支援事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の名称

- 2 補助金交付決定額

- 3 条 件

様式第3（第7条関係）

大口町中小企業支援事業補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長

印

年 月 日付けで申請のありました大口町中小企業支援事業補助金の交付申請については、下記の理由により交付しないことを決定しましたので、大口町中小企業支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

不交付理由

様式第4（第8条関係）

大口町中小企業支援事業補助金交付決定取下申請書

大口町長 様

申請者 所在地
名 称
代表者氏名 ⑩
担当者(職・氏名)
連絡先

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けました大口町中
小企業支援事業補助金については、下記の理由により取り下げます。

記

取下げ理由

様式第 5 (第 9 条関係)

大口町中小企業支援事業補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長

印

年 月 日付け 第 号で通知した大口町中小企業支援事業補助金の交付決定については、大口町中小企業支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記の理由により取り消します。

記

取消理由

様式第6（第10条関係）

大口町中小企業支援事業実績報告書

年 月 日

大口町長 様

申請者 所在地
名 称
代表者氏名 ⑩
担当者(職・氏名)
連絡先

大口町中小企業支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、補助事業が完了したので、次のとおり実績報告をします。

1 事業概要

補助事業の名称	<input type="checkbox"/> 人材育成支援事業 <input type="checkbox"/> 特許等出願支援事業 <input type="checkbox"/> 販路拡大支援事業 <input type="checkbox"/> 経営等相談支援事業
実施した事業の概要	
事業の成果	
事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日

2 補助対象経費の実績

経費区分	補助対象経費	経費内訳
合 計		

(注1)「補助対象経費」は、消費税及び地方消費税を含まない金額をいう。

(添付書類)

- ①請求書、領収書又は振込書等の補助対象経費の支払いを証明する書類の写し
- ②補助事業を実施したことを証する書類等
- ③国、県又はその他団体等から補助金等を受ける場合は、その交付決定を証する書類等

様式第7（第11条関係）

大口町中小企業支援事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長

印

年 月 日付けで実績報告のありました大口町中小企業支援事業補助金の交付については、下記のとおり交付額を確定したので、大口町中小企業支援事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

様式第8（第12条関係）

請 求 書

年 月 日

大口町長 様

本社所在地

会社等の名称

代表者氏名

㊞

担当者（職・氏名）

連絡先

年 月 日付け 第 号で交付額の確定を受けた大口町中小企業支援事業補助金について、大口町中小企業支援事業補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 補助金の振込先

金融機関名	預金種類	口座番号	フリガナ 口座名義
銀行 信用金庫 農業協同組合	本店 支店 普通 当座		